

日本野生動物医学会学生部会鳥取支部（バード・ゲッターズ）規約

2010年4月26日
令和2年1月29日 改訂

第1条（名称）

本団体は「日本野生動物医学会学生部会鳥取支部」と称する。通称を「バード・ゲッターズ」とする。

第2条（目的）

本団体は野生動物への知見を深めるため、学生間、地域間での研究・学習を行う。

第3条（入部について）

本団体に入部する際は支部長にその意思を伝え、名簿への記入等を行う。なお、日本野生動物医学会への入会を希望するものについては、入会金とともに必要書類を学会に提出する。部費は年間1000円であり、年度初めに会計に支払うものとする。

第4条（休部及び退部について）

部員は何らかの理由により休部及び退部をする際は支部長にその旨を伝え、それを支部長が受理することで認められる。休部期間における部費の納入は免除されるものとする。

第5条（役員構成、役員任期）

本団体の役員は以下の役職で構成され、その任期は毎年4月更新とする。

- ・支部長
- ・会計
- ・各チームリーダー
（動物園・水族館チーム）（博物館チーム）（リスの森プロジェクトチーム）

第6条（活動内容）

本団体の年間行事は、役員および部員の考案のもと行われるものとする。

第7条（保険）

学外での活動を希望する学生においては、保険への加入は任意で行うものとする。

第8条（意思決定）

決定事項については支部長および役員が必要と思うならば部会を開き、議論したのち決定されるものとする。最終的な決定権は支部長にあるとする。